

第6回総会 議事録

総会開会時刻 令和5年12月26日(火曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱
9番 樋富 美行	10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之
18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

12番 増井 道宏

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 市山 賢光	6区 雲井 正博
7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁
10区 里村 雅博			

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

4区 柳生 敬治 8区 手塚 博 9区 吉積 幸二

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「小松島市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について」

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第5号「非農地証明願について」

議案外

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第2号「使用貸借権にかかる合意解約について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第6回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、7番島田正明委員、16番井村美江委員をご指名いたします。
よろしくお願いいたします。

なお、12番増井委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「小松島市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「小松島市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について」、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条の規定により、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」とされております。そこで、現在、欠員が出ている第1区域の農地利用最適化推進委員の委嘱について、総会での承認をお願いするものでございます。

推進委員候補者の方につきましては、議案書の3ページをご確認ください。

欠員の募集につきましては、令和5年11月15日から12月12日までの28日間、ホームページ等で募集を行いまして、地元の農業者の方からの推薦を受けられた候補者1名から申し込みがございました。

こちらの候補者の方は、お勤め先を退職後、熱意をもって農作業に取り組んでおられ、地元協議会の理事長を務めるなど、地域住民の方の信頼も厚い方とのでございます。

それでは、ご審議を宜しくをお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

ただいま、事務局より説明がありました。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第1号については、原案どおり承認といたします。

以上で、議案第1号「小松島市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を終わります。

引き続き、承認された農地利用最適化推進委員の委嘱状交付に移りますので、ここで、一時中絶とさせていただきます。

（委嘱状交付式）

事務局（局長）

桑村委員は、本日、令和5年12月26日から令和8年7月19日までの任期となります。これから、宜しくお願いいたします。

それでは、会長、引き続き、総会の審議をお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、総会を再開します。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

ご説明の前に、事務局から、提案がございます。議案第2号の整理番号7番から9番の3件につきましては、営農型太陽光発電施設の転用許可に関連する内容となりますので、次の議案第3号「農地法第5条の許可申請審議について」と併せて、ご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

議長（青木会長）

それでは、事務局から、提案がございましたので、整理番号7番から9番につきましては、議案第3号の審議の際に、一括審議するという形でよろしいでしょうか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

それでは、整理番号7番から9番の3件は一旦とばすということで、宜しくお願いいたします。

事務局（次長）

ありがとうございます。

それでは、議案書の4ページをお開きください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、全部で9件、13筆ですが、整理番号7番から9番の3件、5筆については、ここでの説明は省かせていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計面積2,085㎡、「労力不足」による所有権移転の申請です。

譲渡人は、農業経営を縮小しようと考え、農地を手放すことを検討していたところ、譲受人との間で話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、担当の増井委員は本日欠席ということでご連絡を頂いておりますが、委員からは、この件については特に問題はないと伺っております。

以上でございます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田2筆、合計面積760㎡、遺贈による所有権移転の申請です。

はじめに、遺贈と農地法第3条とのかかわりについて、簡単にご説明させていただきます。

多くの委員さんがご存じかもしれませんが、農地を相続する場合は、農地法の許可は不要になります。ところが、遺贈の場合には、農地法の許可が必要になるケースがございます。

遺贈は、相続人に対してもできますし、相続人以外の方にもできまして、包括遺贈と特定遺贈の2種類がございます。包括遺贈とは、遺産を個別に特定せずに、財産全部とか財産の3分の1とか、のように割合で遺贈することになります。この場合は、マイナスの財産、つまり負債などがあつた場合も遺贈の割合に応じて、責任を負うこととなりますので、相続と同様の効力が生じるということから、農地法第3条の許可が不要となります。

一方の特定遺贈とは、ここの農地をAさんに、現金300万円をBさんに、など遺産を個別に特定して、遺贈することです。特定遺贈で農地を指定する場合は、農地法第3条の許可が必要となります。農地法第3条の許可が必要ということは、遺贈を受けられる方は、耕作をされる要件が必要ということになります。この要件を満たしていない方に遺贈してしまいますと、農地法の許可が受けられず、所有権が移転できない、という場合がございます。

それでは、整理番号2番の説明に移らせていただきます。

今回の申請地の受遺者、つまり、遺贈を受けられる方は、姪御さんにあたる方で、相続人ではないことから、特定遺贈という形を取られました。申請地は、姪御さんの自宅の周辺に位置しておりまして、もともとは、昔、姪御さんが今回の申請地を購入したかったそうなのですが、当時は、3条の要件に5反以上の耕作をしているという下限面積の要件がありましたので、購入することができず、農家だつたおばが代わりに購入したという経緯があつたようです。姪御さんは、申請地以外は、農地を所有しておりませんが、姪御さんの夫が実家の農作業をしており、姪御さんもその手伝いをしていたことから、農業経験があり、農業用の機械などはおばが使っていた機械をそのまま使わせてもらう段取りになっているとのこと。

なお、申請地は、利用権による賃貸借契約が締結されておりましたので、今回の申請に当たり、合意解約をしております。

以上のことから、譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技

術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件をすべて満たしているものと思われます。

ご審議を宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

担当の原委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 原委員

新居見町の原です。12月の15日に現地の土地を確認し、近隣の人に色々話をさせていただきました。許可申請のとおりでございます。みなさま、どうぞご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、田1筆、面積1,697㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。

もともと、申請地は、譲受人が賃貸借して耕作していたのですが、譲渡人が高齢ということもあり、所有権についても譲りたいとの話が出たため、相談した結果、農地法第3条許可申請書が提出されました。

なお、今回の申請に当たり、農地の賃貸借契約につきましては、合意解約がされております。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

坂野の船越です。現地確認したところ、圃場整備出来ている田んぼで何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号4番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号4番、田1筆、面積1, 157㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人と譲渡人とは親戚関係にあり、以前から当該農地の耕作を手伝っていました。この度、譲受人が完全に耕作を引き継ぎ、権利を移転させることで双方の間で話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

船越です。譲渡人と譲受人は親族にあたる関係で別に何ら問題ないと思いますので、宜しくお願いたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号4番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号5番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番、田1筆、面積1, 427㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人は、農地の売買を希望し、買受人を探していたところ、隣接農地の所有者である譲受人との間で話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

坂野の川瀬でございます。〇〇さんはきれいにたくさん田んぼを作っているの、〇〇さんの田んぼを譲り受けるということなんで、確認してまいりました。きれいに耕耘されていて、道路も草がちゃんと刈れていまして、何ら問題がないと思いますので、宜しくをお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号5番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号5番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号6番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号6番、田1筆、面積1, 213㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。
譲渡人が、農地の買い手を探していたところ、譲受人が申請地の近隣農地を購入したことを知り、申請地も買ってもらえないか相談を持ち掛けまして、この度、話がまとまったため、農地法第3条許可申請書が提出されました。
譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
なお、こちらの農地は取得後に、シイタケハウスを建設予定と伺っておりますが、要件を満たしている場合に、農業委員会に所定の届出をしていただきますと、農業用ハウスの下を全面コンクリートにしても、転用許可が不要となり、農地として扱われる特例が適用されるようになります。
それから、こちらの案件も本日欠席の増井委員が担当となりますが、委員からは、こちらの件についても特に問題はないと伺っております。
以上でございます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号6番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号6番は、原案どおり可決と認めます。

それでは、整理番号7番から9番の3件は、一旦とばすということで、以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の許可申請審議について」に移ります。先ほど、ご了承いただいたとおり、整理番号7番から9番との一括審議といたします。事務局は、議案第2号の整理番号7番から9番と議案第3号の整理番号1番から3番の審議内容について説明をお願いします。

事務局（局長）

まずは、議案書の4ページから5ページにかけて、ご覧ください。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、整理番号7番から9番、申請件数3件、5筆です。

ここで、議案書の訂正をお願いいたします。整理番号9番のうち、2つめの〇〇町字〇〇〇〇-〇につきましては、登記地目が「田」になっておりますが、「畑」の誤りでございます。お手数ですが、各自で訂正をお願いいたします。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

事務局（局長）

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の許可申請審議について」、申請件数は3件、5筆です。申請地は、先ほどの3条と同じ地番になります。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

事務局（局長）

なお、3条の整理番号7番及び8番と、5条の整理番号1番と2番は関連する内容となりますので、併せてご説明させていただきたいと思っております。

議長（青木会長）

それでは、関連する内容は併せて、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

まずは、3条からご説明いたします。整理番号7番は田1筆、面積894㎡、整理番号8番は、田2筆、合計面積1,417㎡に、それぞれ営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権を設定するものです。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定めて、工作物を所有するために設定する権利です。今回の場合は、工作物が、太陽光発電設備施設ということになります。

今回の案件は、令和2年8月の総会にお諮りし、令和3年1月25日に許可が下りておりまして、営農型太陽光発電を継続してもいいかという更新の案件となりますが、今回が初めての委員の方も多くいらっしゃいますので、改めて、営農型太陽光発電の説明をさせていただきたいと思っております。

営農型太陽光発電とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、太陽光発電設備を設置し、その下部では営農を継続するという形でございます。詳しくは、5条の一時転用の際にご説明いたしますが、農地所有者の方が、営農型太陽光発電設備の設置者と異なる場合は、5

条許可申請と同時に3条を申請し、区分地上権を設定する必要があることから、今回の申請が提出されました。

この区分地上権の設定の許可基準としては、通常の3条許可の要件である、所有する農地すべてを耕作することや農業の経験、耕作日数、農業用機械の所有状況、通作距離などの要件、つまり耕作をするための要件を満たす必要はございません。しかし、許可基準は2つありまして、1つ目は、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、2つ目は、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていること、でございます。

この2つのうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、5条の一時転用許可の判断の際にも確認することとなっておりますが、造成等は行わず、隣接農地所有者からの同意を得ているため、問題はないものと思われまます。また、万が一、被害が生じた場合には、使用借人が責任を持って解決するとのことですので。次に、賃借人等の権利者の同意の有無についてですが、申請地は、利用権が設定され、使用貸借契約が締結されておりまして、区分地上権の設定について、耕作者の同意を得ていることを確認しておりますので、3条許可にあたって問題はないと思われまます。

なお、3条許可は、5条の一時転用の許可に併せて行うものとされておりますので、許可日も期間も5条の許可が下りてから、5条の許可内容に併せて行うこととなります。

それでは、次に5条について、ご説明いたします。申請内容は、営農型太陽光発電施設の一時転用であります。

使用借人は営農型太陽光発電を手掛ける〇〇で、使用貸人は〇〇町在住の〇〇でございます。なお、下部農地の耕作者は農地所有者、〇〇より耕作における利用権の設定を受けた〇〇です。

この申請は、令和2年8月の総会にてご審議いただき、令和3年1月25日に農地転用の不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、3年間の期限で営農型太陽光発電設備の一時転用で県より許可を受けています。

この度、3年の期限を迎えることから、更新のため、再度の一時転用の5条許可申請が提出されました。

先ほどの3条の際にも、初めての委員さんがいらっしゃることから、改めてご説明させていただきましたが、5条でも、営農型太陽光発電の設備を設置する場合の許可基準を簡単にご説明させていただきます。

まず、一時的な利用であることから支柱は簡易で容易に撤去できる構造とし、転用面積も必要最小限とします。下部の農地面積における営農の適切な継続が確実にするようパネルの角度、間隔等を農作物の生育に適した日照量を保つための設計とします。また、支柱の高さ、間隔等から農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められていることがもとめられます。それに加え、今回は更新ですので資金証明の添付は求められてはませんが、支柱を含め発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められることなどがございます。

これにより許可を受けた者は、毎年2月末日までに、農作物の状況を報告することとなっております。この報告内容が適切であるかについて、知見を有する者の確認を受けたことの証を添付することとされています。これにより営農が適切に行われていない場合は指導することとなります。

申請地は整理番号1番については田1筆、894㎡の内1.834㎡、整理番号2番については、田2筆合計1,417㎡の内2.746㎡であります。

営農型太陽光発電施設においてはパネル下部で水稻が行われることから、転用面積は支柱を設置する部分の面積だけが対象となります。

整理番号1番の申請地は小松島市立〇〇小学校より東へ約1kmに位置し、整理番号2番については北東約1.2kmに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は基準等を満たす場合には設置が可能となっています。

また、農用地区域内農地であることから市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。

太陽光発電設備下部での水稲の令和4年度の栽培状況について、収量報告書及び農作物の状況報告書には収量が10アール当たり379kgあり徳島県の平均収量462kgに比べ82%の収量となっています。この結果からこの圃場において35.8%の偏光率でも育成に十分な照度の確保はできているとあります。また、知見を有する者として、JA東とくしま職員により、この圃場における米穀について、品位等級が1級であったことが確認されています。

周辺農地への影響については、先ほどの3条でも触れましたが、現在も造成等が行われていないことや転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないと考えます。

なお、耕作者が、令和5年3月8日に徳島県より農業経営改善計画認定書いわゆる認定農業者の認定を受けていることから、一時転用の期間は、10年間の転用期間となります。ただし、この案件につきましては、農用地区域内農地の転用であることから徳島県農業会議の常設審議委員会への諮問案件となります。この次の案件にも関わってまいります。認定農業者とは言え、10年間もの間、安定的に先ほどご説明した収穫量を確保できるかどうか疑義が生じた場合、今までどおりの3年間の転用期間となる可能性もございます。その場合は、直近の総会で、経緯をご説明させていただきますのでご理解いただけますよう宜しくお願いいたします。また、先ほど、ご説明しておりますが、3条の許可は5条の許可と同じ期間となりますので、5条に併せて、10年間または3年間となる見込みです。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号1番及び2番については許可やむを得ないと思われまます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

はい。坂野の川瀬です。現地を確認してまいりました。ただいま説明のとおり、上は太陽光、そして下は水稲、きれいに稲がいっぱいあるときも確認してまいりましたが、きれいに、倒れず稲が出来ておりました。何ら問題がないと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第2号の整理番号7番及び8番、議案第3号の整理番号1番及び2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号の整理番号7番及び8番、議案第3号の整理番号1番及び2番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、次の案件について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

それでは、残りの3条の整理番号9番と5条の整理番号3番につきましても、関連する内容となりますので、併せてのご説明とさせていただきます。

まずは、3条からご説明いたします。整理番号9番は、田1筆、畑1筆で、合計面積2,058㎡でございます。先ほどの案件と同じく、営農型太陽光発電設備の設置ため、区分地上権を設定するものです。

こちらの案件も、令和2年8月の総会にお諮りし、令和3年1月25日に許可が下りておりまして、営農型太陽光発電の継続についての更新の案件となります。

申請内容といたしましては、先ほどの内容と同様でございますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、営農型太陽光発電にかかる区分地上権の設定の許可基準のうち、周辺の農地への支障の有無につきましては、現在、ビニールハウスの横幕の中で栽培されていることや転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないものと思われま。また、賃借人等の同意の有無につきましては、先ほどの案件と同様で、耕作者の同意を得ているとのことですので、3条許可に当たり、問題はないものと考えております。また、3条の許可日と許可の期間につきましても、先ほどと同様で、5条に併せるという形となります。

次に、5条の説明に移ります。整理番号3番も、整理番号1番、2番と同じで営農型太陽光発電施設の一時転用であります。

借人貸人も同じで、使用借人は〇〇で、使用貸人は〇〇でございます。また、下部農地の耕作も〇〇が行いますが、営農を行う農作物が先ほどの水稻ではなく、ブルーベリーであることから、別途説明させていただきたいと思ひます。

こちらの申請も、令和2年8月の総会にてご審議いただき、令和3年1月25日に一時転用の許可を受けましたが、この度、3年の期限を迎えることから、一時転用の延長を希望したことから5条許可申請が提出されました。

申請は、田1筆、畑1筆の計2筆、合計面積は2,058㎡の内2,746㎡であります。

申請地は小松島市立〇〇小学校より北東約1.2kmに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、整理番号1番2番と同じ一団の農地に存在する農地区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、先ほどと同じように営農型太陽光発電施設の場合は、基準等を満たす場合には設置が可能となっております。

また、こちらについても農用地区域内農地であることから市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。

太陽光発電施設の支柱の高さは、最低で3.5m、最高で3.778mと国の示す基準を満たしており、支柱の間隔も2~4.45メートルの幅を確保しており農作業には十分なスペースを確保しています。また、太陽光発電設備の下部での単収は、現在は育苗中であることから収穫はございませんが、令和6年度より地域の平均的な単収の80%である210kgを見込んでおり、こちら国も示す基準である8割以上をクリアする予定でございます。知見を有する者の意見においても、必要な農作業や肥培管理等が行われており育成状況も順調でこの結果から、この遮光であっても育成に十分な照度が確保されているとのこと。

周辺農地への影響については、先ほどの3条でも触れましたが、現在もハウスの中で栽培されていることや転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないと考えます。

なお、こちらの申請につきましては、耕作者は先ほどと同じで、認定農業者でございますが、この3年間にブルーベリーの収穫ができていないこと、また申請者が他の地域においてブルーベ

リーの耕作実績がないことから、10年間の転用期間は長すぎるのではないかとの判断から、3年間としております。従いまして、5条の許可が下りた場合、3条も3年間となります。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号3番については許可やむを得ないと思われま

す。また、この案件につきましても、徳島県農業会議への諮問案件であることを申し添えます。以上でございます。

議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

はい。現地を確認してまいりました。高設の太陽光の下にブルーベリーの鉢に植わったものがたくさん置かれておりました。収穫はわかりませんが、ただいま説明のとおりだと思います。何も問題はありませ

議長（青木会長）

それでは、議案第2号の整理番号9番、議案第3号の整理番号3番の審議に入ります。何かご質問、ご異議はございませ

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号の整理番号9番、議案第3号の整理番号3番は、原案どおり可決と認め

ます。以上で営農型太陽光発電施設に係る3条及び5条の案件の審議を終了いたします。

引き続き、議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は25件、59筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、設定等する者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考え

ます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどござ

います。8ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第4号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第4号については、可決と認めます。
以上で議案第4号を終了いたします。
引き続き、議案第5号「非農地証明願について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の12ページをお開きください。
議案第5号「非農地証明願について」、申請件数は3件、3筆ですが、申請人は同じであることから、併せてご説明させていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番から3番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

それではまず、整理番号1番についてご説明させていただきます。
田1筆、面積1.48㎡、雑種地としての非農地証明願になります。
この申請地は、従前は〇〇でしたが、隣接に居住する者が、昭和54年に住居を建設した際、進入路として、コンクリート舗装を行い現在利用しています。この度、申請者が所在を確認したところ、そのことが発覚し、この隣接者と協議をした結果〇〇より申請地を分筆により〇〇とし、隣接者に譲渡することとなったことから、今回の非農地証明願が提出されました。
次に整理番号2番についてご説明させていただきます。
田1筆、面積158㎡、宅地としての非農地証明願になります。
申請地には神社の社務所が建てられており、現在も使用されています。これは、申請人のご家族が、平成3年に社務所の建設にあたり、善意で土地を提供し建てられたものでございます。土地の所有権が申請者であること、また、登記地目が田であることから、このことを神社と相談いたしました。神社の意向として今後も社務所として利用し続けたいとのことから、〇〇より申請地を分筆により〇〇とし、神社に譲渡することとなったことから、今回の非農地証明願が提出されました。

次に整理番号3番についてご説明させていただきます。

田1筆、面積45㎡、宅地としての非農地証明願になります。

申請地には昭和56年に住宅及び倉庫を建築する際、〇〇の農地の一部を取り込む形で整地を行った後、ブロック塀を建て住宅の敷地として現在も存在しています。この住宅は、既に他の者に売却し、所有権は移転していますが、この申請地は、地目が田であることから所有権移転が行えていない状況となっています。今後、住宅の購入者に支障をきたさないため、〇〇より申請地

を分筆し、〇〇として譲渡することとした為、今回の非農地証明願が提出されました。

これらのことについて、平成3年3月13日付けの国土地理院の航空写真において、コンクリート舗装、社務所、倉庫の存在が確認されています。

このことより、整理番号1番から3番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当である川瀬委員、岡崎委員には事前にご確認いただいております、また事務局においても確認済みでございます。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

はい。川瀬です。現地を確認してまいりました。舗装してあって、普段から使っているようなので、何ら問題がないと思います。社務所の方も、ただ今の説明のとおりだと思います。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番から3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番から3番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第5号の審議を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借権にかかる合意解約について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

それでは、議案書の13ページから15ページをご覧ください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数10件、23筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

報告第2号「使用貸借権にかかる合意解約について」、届出件数2件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、使用貸人、使用借人、申請内容、合意解約日を朗読

使用貸借契約につきましては、法令上、解約の規定がないのですが、農地台帳の整理やトラブルを避けるためなどの理由から、農業委員会に合意解約の届出をしていただいております。

使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後2時28分

会議録署名委員

7番 島田 正明 委員

16番 井村 美江 委員